

公立大学法人宮城大学学術情報センター運営規程

平成30年4月1日

規程第167号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第39条第1項の規定により置かれる学術情報センター（以下「センター」という。）の組織、管理運営等に関し、規則第39条第8項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 学術情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 二 学術情報の利用促進及びこれらによる教育に関すること。
- 三 学術情報の収集、整理及び提供に係る知的財産の保護に必要な業務に関すること。
- 四 学術情報に係る他機関等との連携に関すること。
- 五 その他センターの目的の達成のために必要な業務に関すること。

(センター長等)

第3条 センター長は、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員の時はその職務を行う。
- 3 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 センターの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 センターの業務及び事業の計画並びに実施に関すること。
 - 二 その他センターの運営管理に関すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長及び副センター長
 - 二 各学群及び基盤教育群から推薦された者
 - 三 その他センター長が必要と認める者
- 4 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(運営委員の任期)

第5条 前条第3項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館)

第6条 センターに、規則第39条第2項の規定により、図書館を置く。

- 2 図書館は、第2条各号に掲げる事項のうち、センターの運営委員会が決定した事項を分担する。
- 3 図書館は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 館長及び副館長

第1編組織運営 学術情報センター運営規程

二 その他図書館長が必要と認める者

- 4 館長は、図書館の事務を掌理する。
- 5 副館長は、館長を補佐するとともに、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠員の時はその職務を行う。
- 6 第3項に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(宮城大学出版会)

第7条 センターに、規則第39条第2項の規定により、宮城大学出版会を置く。

- 2 宮城大学出版会は、次に掲げる事項についての業務を行う。
 - 一 学術出版
 - 二 宮城大学研究ジャーナルの企画と発刊
 - 三 学術出版の在り方検討
- 3 宮城大学出版会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 出版会長及び副出版会長
 - 二 その他出版会長が必要と認める者
- 4 出版会長は、学術情報センター長がその職務を兼務し、宮城大学出版会の事務を掌理する。
- 5 副出版会長は、出版会長を補佐するとともに、出版会長に事故があるときはその職務を代理し、出版会長が欠員の時はその職務を行う。
- 6 副出版会長は、出版会長が職員の中から指名し、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 7 第3項に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

- 第8条 センター長は、センターの業務の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 センター、図書館及び宮城大学出版会の庶務は、事務局学術情報室において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (H30.5.23 第137回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における公立大学法人宮城大学学術情報センター運営規程第4条第3項第2号の規定の

第 1 編組織運営 学術情報センター運営規程

適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (R3.3.24 第 172 回理事会)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (R4.3.23 第 184 回理事会)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (R5.10.25 第 204 回理事会)

この規程は、令和 5 年 10 月 25 日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第 209 回理事会)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。